

# お知らせ

**令和8年6月から入院時の食事負担金も変更になります。**

厚生労働省告示の改正にともない、令和8年6月1日から入院時の食事代（入院時食事療養費）が以下のとおり引き上げられます。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 【 70 歳以上 】

被保険者の所得区分			令和8年5月末以前	令和8年6月より
現行並み 所得者	Ⅲ	3割	1食 510円	1食 550円 ※1
	Ⅱ			
	Ⅰ			
一般	Ⅱ	2割	1食 240円	1食 270円 ※2
	Ⅰ	1割		
低所得者	Ⅱ	1割	1食 240円	1食 270円 ※2
	Ⅰ		1食 110円	1食 130円

## 【 70 歳未満 】

被保険者の所得区分	令和8年5月末以前	令和8年6月より
区分 ア	1食 510円	1食 550円 ※1
区分 イ		
区分 ウ		
区分 エ		
区分 オ	1食 240円	1食 270円 ※2

※1 難病患者・小児慢性特定疾患患者の場合 1食 330円

※2 過去1年間の入院日数が90日を超える場合 1食 220円



社会医療法人社団 蛭水会  
名戸ヶ谷あびこ病院  
NADOGAYA ABIKO HOSPITAL